

# 船舶事故調査報告書

平成29年7月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年1月7日 20時50分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市六島南西方沖 六島灯台から真方位220° 3.4海里付近 (概位 北緯34° 15.4′ 東経133° 29.4′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船貴和丸は、北進中、また、油タンカー第三新生丸は、東北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年2月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液体化学薬品ばら積船 貴和丸、197トン 128799、井元保海運有限会社 B 油タンカー 第三新生丸、131トン 129528、一伸汽船有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） 航海士A、六級（航海） B 船長B、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 船首部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ）で自動操舵により北進していた。 航海士Aは、備後灘の推薦航路に沿って東北東進する5隻の船舶及び西南西進する3隻の船舶を順次避けることとし、手動操舵に切り替えて小刻みに舵の操作を行っていたところ、左舷船首方至近にB船を認め、機関を中立運転として右舵一杯を取ったものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、約9knの速力で自動操舵により東北東進していた。 船長Bは、右舷船首方に認めたA船の方位が、左に変化しているように見えたので、B船の船首方を通過していくものと思い、船尾方から接近する同航船の動静を確かめた後、右舷船首方至近にA船を認め、左舵一杯を取ったものの、A船と衝突した。
分析	A船は、航海士Aが、推薦航路を横切る際、左舷方から接近する船

	<p>船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、他船を避けているうちにB船と接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、B船の船首方をA船が通過していくものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首方から衝突のおそれのある態勢で接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、A船が北進中、B船が東北東進中、航海士A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>